

原油・原材料高騰等の影響を受けて お困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

9月1日改訂

原油・原材料高騰等緊急対策資金

融資対象者	原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの (1) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上高が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの (2) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの (3) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの	
資金使途	運転・設備・借換資金（借換の可否は別紙一覧のとおり）	
融資限度額	8,000万円	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.2%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	融資対象(1)	営業状況調書（別記様式10-5）
	融資対象(2)	営業状況調書（別記様式10-6）
融資対象(3)	市町村長の認定書	
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

保証料補給

内 容	保証料の一部を県が補給します
対 象 者	原油・原材料高騰等緊急対策資金を利用した中小企業者 (令和4年9月1日以降に保証申込を受け付け、令和5年3月31日までに融資実行されたものに限る。)
補給料率	・セーフティネット保証4号・5号 → 0.2%を県が負担 ・一般保証 → 一般保証料率の30%を県が負担

利子補給

内 容	当初1年分の利子を補給します。(延滞利子を除く。)
対 象 者	原油・原材料高騰等緊急対策資金を利用した中小企業者 (令和4年9月1日以降に保証申込を受け付け、令和5年3月31日までに融資実行されたものに限る。)
利子補給の 流れ	※利子補給方式については、取扱金融機関に御確認ください。
	【リアルタイム方式】 中小企業者(利用者)は、当初1年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。
	【キャッシュバック方式】 ①融資申込時に金融機関へ委任状兼振替承諾書を提出 ②通常どおり(元金+)利子を返済 ③中小企業者(利用者)の指定した口座に利子を振込(年2回予定)

お問合せ

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

別紙（借換え可否一覧表）

既往債務
(県制度融資に限る)

借換の可否
(本制度における売上高等減少要件等を満たすことが前提)

保証申込受付日

原油・原材料高騰等緊急対策資金

原油・原材料高騰等緊急対策資金	8/31以前	○
	9/1以降	×
上記以外の資金		○

※ 原則どおり、80%保証は100%保証への借換は認めない。